

佐本備一発第83号  
平成31年3月29日

関係所属長 殿

保	存	5年(平成36年3月31日まで)
有	効	平成36年3月31日まで
警 備 部 長		

出入国管理及び難民認定法第62条に基づく通報及び同法第65条に基づく被疑者引渡しに係る書類様式並びに書類作成上の留意点について（通達）

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号。以下「改正法」という。）が、平成31年4月1日から施行される。改正法の施行により、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置される（改正後の法務省設置法（平成11年法律第93号）第26条）とともに、同庁の地方支分部局として地方出入国在留管理局が設置される（同法第31条）。今般の組織改正等に伴い、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第62条に基づく通報及び同法第65条に基づく引渡しに係る書類様式等については、平成31年4月1日より下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「出入国管理及び難民認定法第62条に基づく通報及び同法第65条に基づく被疑者引渡しに係る書類様式並びに書類作成上の留意点について」（平成26年4月8日付け佐本備一発第66号）は、平成31年4月1日をもって廃止する。

#### 記

#### 1 書類様式等改正の要点

- (1) 改正法の施行に伴う組織改正を踏まえ、所要の改正を行う。
- (2) その他、書類様式の各年月日欄等について、所要の改正を行う。

なお、年月日の記載（通報対象者又は被疑者の生年月日を除く。）については、引き続き和暦によることとする。

#### 2 書類様式

- (1) 入管法第62条に基づく通報に係る「通報書」を別記1の様式とする。
- (2) 入管法第65条に基づく引渡しに係る「被疑者引渡書」を別記2の様式とする。

#### 3 書類作成上の留意点

##### (1) 通報書作成上の留意点

通報書は正副二通を作成し、入国警備官による通報対象者の受領又は収容（以下「受領等」という。）の有無により、以下のとおり措置すること。

ア 通報に当たって、入国警備官が通報対象者を受領等する場合には、「通

報対象者受領等確認欄」に入国警備官が受領等した日時及び場所を正確に記載した上、正本を交付するとともに、副本の「通報対象者受領等確認欄」に入国警備官の署名押印を求め、警察署に保管する。

なお、入国警備官が収容令書をもって通報対象者の身柄を収容した場合には、当該収容令書の発付年月日、発付者及び通報から収容に至る過程を、通報書の「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。

イ 通報に当たって、入国警備官が通報対象者を受領等しない場合には、速やかに通報書の正本を地方出入国在留管理局（以下「入管局」という。）又は入管局出張所に郵送し、同所において副本を保管すること。また、郵送による送付の旨を「連絡者」欄に記載すること。

なお、ファクシミリによる送付も可とし、その場合には、正本のみの作成とすることも可とするが、その際にはファクシミリによる送付の旨を「連絡者」欄に確実に記載すること。

ウ 「連絡記録」欄には、電話による実際の連絡日時、連絡者名及び入管局側の受理者名を記載すること。また、通報書の正本を郵送又はファクシミリによって送付する場合には、入管局側が受理した日時及び受理者名を電話等で確認すること。

エ 通報者は原則として取扱警察署の担当課長とし、書面には記名押印及び警察署の公印をなし、その際には原則として署長決裁を要するものとする。

オ 通報対象者の「国籍」、「住居」、「職業」、「氏名（自称）」、「生年月日」、「上陸年月日」、「上陸した出入国港」、「在留期間」及び「在留資格」については、通報時において旅券や入管局への照会等を通じて判明している範囲で特定し、「旅券の有無」欄についても記載すること。

カ 「疎明資料」欄については、通報対象者又は参考人の供述調書、捜査報告書等を添付する場合にその標目を記載し、それらを通報書に添付すること。特に、資格外活動（入管法第24条第4号イ）に係る被疑者を取り扱う場合には、稼働期間に関する本人の供述を裏付ける参考人供述調書又はタイムカードの写し等の資料を添付すること。

キ 通報対象者を入国警備官に受領等させる場合には、「その他参考となるべき事項」欄に所持金品、航空券の有無及び通報対象者の健康状態を記載すること。

## (2) 被疑者引渡書作成上の留意点

被疑者引渡書は、正副二通を作成し、以下のとおり措置すること。

ア 入国警備官に引渡日時及び引渡場所の記載を求めた上、正本を入国警備官に交付すること。また、副本に当該入国警備官の署名押印を求め、警察署に保管すること。

イ 引渡者は原則として取扱警察署の担当課長とし、書面には記名押印及び警察署の公印をなし、その際には原則として署長決裁を要するものとする。

- ウ 「被疑事実の概要」、「罰条」、「証拠物」、「逮捕日時・場所」及び「所持金品」については、これを確実に記載するとともに、引渡し時において旅券や入管局への照会等を通じて判明している範囲で「国籍」、「住居」、「職業」、「氏名（自称）」及び「生年月日」を特定すること。また、「引渡しの理由」についても可能な限り詳細に記載すること。
- エ 「その他参考となるべき事項」欄には、旅券、航空券の有無及び被疑者の健康状態等の事項を記載すること。